

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査票 秘

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課

【記入上の注意】

- 1 この調査票に記載された内容は、統計以外の目的には一切利用されることはありませんので、貴事業所における状況を、ありのまま記入してください。
- 2 この調査は、**貴事業所**（下記注1）に勤務する**常用労働者**（下記注2）を調査対象としています。各問には、断りのない限り、常用労働者に該当する者について記入してください。
- 3 各問には、特に断りのない限り、平成27年10月1日現在の状況について記入してください。
- 4 記入に当たって分かりにくい点がありましたら、下記照会先までお問合せください。
- 5 記入が終わりましたら、**本年12月10日（木）までに同封の封筒（切手不要）により投函ください。**

照会先：愛媛県庁労政雇用課労働政策グループ 電話 089-912-2502

I 事業所の概要に関する事項

事業所名（注1）																	所在地		
記入担当者 職・氏名																	（電話番号 — — ）		
事業所の 事業内容 （主たる事業 1つに○）	鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、 物品賃貸業	学術研究、専 門・技術サービ ス業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関連サービ ス業、娯楽業	教育、 学習支援業	医療、福祉	複合サービ ス業	サービス業	その他		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		

事業所の常用労働者数（注2） （平成27年10月1日現在）	男女計		労働組合の 有無	有	無
	うち女性			1	2
	人	人			

（注1）本社、支社、工場等はそれぞれ別個の事業所となります。

（注2）常用労働者とは、以下の条件のいずれかに該当する者をいい、パートタイマーなど呼称の如何に関わらず、この条件に該当する者は調査対象に含めてください。

- ① 期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者
- ② 日々雇われている者、又は1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者で調査日前2か月（平成27年8月、9月）の各月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者（常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者）と同じ基準で毎月給与の支払を受けている者
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者
- ⑤ ①～③の条件に該当する、他企業からの出向者（在籍出向、移籍出向を問いません。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。）

II 企業としての意識に関する事項

問1 従業員の仕事と家庭の両立についてどのようにお考えですか。御社（本社）の方針を踏まえて、貴事業所の状況に該当する番号を1つ○で囲んでください。

重要な課題であり、積極的に取り組んでいる	1
重要と考えており、今後取り組んでいきたい	2
必要性を感じているが、現在のところ特に対応は考えていない	3
必要性を感じていない	4

Ⅲ 育児休業制度に関する事項

(育児休業制度とは、「育児・介護休業法」に規定する休業制度をいい、労働基準法に規定する産前産後の休業や年次有給休暇、貴事業所が独自に付与する休暇(配偶者出産特別休暇など)とは異なります。)

問2 育児休業制度の規定の有無

貴事業所では、就業規則等により、育児休業制度、又は法を上回って独自に付与する育児のための休業(以下「育児休業等」と総称します)が明文化されていますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

規定あり	1
規定なし	2

→ 問4へ

問3 育児休業等の内容(問2で「規定あり 1」を〇で囲んだ場合のみ回答)

① 貴事業所では、子が何歳になるまで育児休業等を取得することができますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

1歳6か月 (法定どおり)	1歳6か月を超え 2歳未満	2歳～3歳未満	3歳以上
1	2	3	4

② 貴事業所では、同じ子について何回育児休業等を取得することができますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

なお、再度の申し出(注3)を認めている場合は、法定どおりのものは回数を+せず1回とし、法を上回るものは回数を+してください。

1回	2回	3回	4回以上	制限なし
1	2	3	4	5

(注3) 育児・介護休業法では、次のような場合には、再度の育児休業の申出が認められます。

- ① 別の子のための産前産後休業・育児休業を開始するため、育児休業を終了したものの、その別の子のための産前産後休業や育児休業が必要なくなった場合
- ② 介護休業を開始するために育児休業を終了したものの、介護の必要なくなった場合
- ③ 子の養育をしていた配偶者が死亡、病気、離婚等の理由で養育できなくなった場合
- ④ 子の負傷、疾病等により2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- ⑤ 保育所入所の申込を行っているが、当面入所できない場合

問4 育児休業等の利用状況(制度が明文化されていない場合も、利用実績があればお答えください。)

① 貴事業所の従業員であって、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に出生した女性と配偶者が出生した男性の人数をご記入ください(いない場合は「0」)。

出産者			配偶者が出生した男性		
出産者計	うち有期契約労働者	うち育児休業制度の利用条件を満たすもの(注4)	対象者計	うち有期契約労働者	うち育児休業制度の利用条件を満たすもの(注4)
人	人	人	人	人	人

(注4) 育児休業制度の利用条件を満たす有期契約労働者とは、次の条件を全て満たす者をいいます。

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- ② 子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること
- ③ 子の2歳の誕生日の前々日までに労働契約期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと

② ①の対象者のうち、平成27年10月1日までに育児休業等を取得した者をご記入ください(取得の申し出をしている者を含み、同一の者が複数回取得又は延長取得している場合は1人と計上、いない場合は「0」)。

女性	男性
育児休業等取得者計 (うち有期契約労働者)	育児休業等取得者計 (うち有期契約労働者)
人 (人)	人 (人)

- ③ 貴事業所の従業員であって、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に育児休業等から復職予定だった者の復職状況についてご記入ください。

復職状況	女性	男性
復職した者	人	人
退職した者	人	人

IV 育児休暇制度に関する事項

問 5 育児のための休暇制度の有無

貴事業所では、就業規則等により、法が定める休暇制度^(注5)を上回って独自に付与する育児のための休暇制度は明文化されていますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

規定あり	1	→ 問 7 へ
規定なし	2	

(注5) 法が定める休暇制度とは、育児・介護休業法に規定する看護休暇、労働基準法に規定する年次有給休暇をいいます。問5～7は、貴事業所が利用条件や休暇保障日数等でこれらを上回る独自の休暇制度を有している場合にお答えください。

問 6 独自の休暇の内容(問5で「規定あり 1」を〇で囲んだ場合のみ回答)

- ① 貴事業所では、子が何歳になるまで独自の休暇を取得することができますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

1 歳	1 歳を超え 2 歳未満	2 歳～3 歳未満	3 歳以上
1	2	3	4

- ② 貴事業所では、独自の休暇を1年間に何日取得できますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

1～2 日	3～5 日	6～10 日	11～15 日	16～20 日	21 日以上	その他
1	2	3	4	5	6	7

- ③ 独自の休暇を取得した場合の賃金の取扱について、該当する番号を1つ〇で囲んでください。

有給	一部有給	無給
1	2	3

問 7 独自の休暇の利用状況(制度が明文化されていない場合も、利用実績があればお答えください。)

問4の①の出産者又は配偶者が出産した男性のうち、平成 27 年 10 月 1 日までに独自の休暇を利用した者の人数をご記入ください(いない場合は「0」)。

女性	男性
独自の休暇取得者計 (うち有期契約労働者)	独自の休暇取得者計 (うち有期契約労働者)
人 (人)	人 (人)

V 労働者の育児の援助に関する事項

問8 育児のための勤務時間短縮等の措置

① 貴事業所に以下の制度がある場合は、利用できる最長期間について、該当する番号を1つ〇で囲んでください（ない場合は7に〇）。

育児を理由に利用できる制度等	制度あり（注6）						制度なし
	3歳に達するまで	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校低学年（3年生又は9歳）まで	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで	小学校卒業以降も利用可能	
短時間勤務制度（注7）	1	2	3	4	5	6	7
所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6	7
フレックスタイム制度	1	2	3	4	5	6	7
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5	6	7
事業所内託児施設	1	2	3	4	5	6	7
育児に要する経費の援助措置（注8）	1	2	3	4	5	6	7
育児休業に準じる措置（注9）	1	2	3	4	5	6	7
在宅勤務・テレワーク（注10）	1	2	3	4	5	6	7

いずれも7の場合は問9へ

（注6）4歳など、3歳と小学校就学の間としている場合には「2」を、「小学校就学の始期に達するまで」（小学校に入るまで）としている場合には「3」を選択してください。

（注7）「短時間勤務制度」とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定（原則1日6時間）することをいいます。週単位や月単位のみ短時間勤務制度はあるが、日単位の短時間勤務制度がない場合は「7」を〇で囲んでください。労働基準法に規定する育児時間（生後1年に達しない子を育てる女性が1日2回各々少なくとも30分請求できるもの）については、育児のための「短時間勤務制度」に含まれません。

（注8）「育児に要する経費の援助措置」とは、労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

（注9）「育児休業に準じる措置」とは、法律に定められた育児休業制度より長期間休暇を取得できる制度をいいます。

（注10）「在宅勤務・テレワーク」とは、情報通信技術(IT)を利用したり、またはその他の方法により、事務所ではなく自宅等での勤務を認めている制度をいいます。

② 問4の①の出産者又は配偶者が出産した男性のうち、平成27年10月1日までに①で「1～6」に〇をした制度を利用した者の数をご記入ください（いない場合は「0」）。

育児の場合に利用できる制度等	女性	男性
短時間勤務制度	人	人
所定外労働の免除	人	人
フレックスタイム制度	人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	人	人
事業所内託児施設	人	人
育児に要する経費の援助措置	人	人
育児休業に準じる措置	人	人
在宅勤務・テレワーク	人	人

※ 同一労働者が期間内に同じ制度を2回利用した場合は、2人として計上してください。

同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上してください。

VI 介護休業・休暇制度その他介護の援助制度に関する事項

（介護休業・休暇制度とは、「育児・介護休業法」に規定する介護休業又は介護休暇制度をいい、労働基準法に規定する年次有給休暇、貴事業所が独自に付与する休業又は休暇とは異なります。）

問9 介護休業制度の規定の有無

貴事業所では、就業規則等により、介護休業制度、又は法を上回って独自に付与する介護のための休業（以下「介護休業等」と総称します）が明文化されていますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

規定あり	1
規定なし	2

→ 問11へ

問 1 0 介護休業等の内容（問 9 で「規定あり 1」を○で囲んだ場合のみ回答）

① 貴事業所では介護休業等の期間の最長限度（通算）を定めていますか。該当する番号を 1 つ○で囲んでください。

期間の最長限度を定めている						期間の制限はなく、必要日数取得できる
通算して 93 日まで（法定どおり）	93 日を超え 6 か月未満	6 か月	6 か月を超え 1 年未満	1 年	1 年を超える 期間	
1	2	3	4	5	6	

② 貴事業所では介護休業等の取得回数に制限はありますか。該当する番号を 1 つ○で囲んでください。

制限あり	1	同一の対象家族の同一の要介護状態について（注 11）			その他		
制限なし	2	1 回	2 回	3 回以上	1 回	2 回	3 回以上
		1	2	3	4	5	6

（注 11）「同一の要介護状態」とは、前回の介護休業等をしたときから、引き続き同一の要介護状態にある場合（前回、介護休業等をしたときの要介護状態から一度も回復していない場合）をいいます。要介護状態から回復し、再び要介護状態に至った場合は、異なる要介護状態ということになります。

問 1 1 介護休業等の利用状況（制度が明文化されていない場合も、利用実績があればお答えください。）

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に介護休業等を開始した者（取得の申出をしている者を含み、同一の者が複数回取得している場合は複数計上、延長取得している場合は 1 人と計上）をご記入ください。

女性	男性
介護休業等取得者計 （うち有期契約労働者）	介護休業等取得者計 （うち有期契約労働者）
人（ 人）	人（ 人）

問 1 2 介護のための休暇制度の有無

貴事業所では、就業規則等により、介護休暇制度、又は法を上回って独自に付与する介護のための休暇（以下「介護休暇等」と総称します）が明文化されていますか。該当する番号を 1 つ○で囲んでください。

規定あり	1
規定なし	2

問 1 3 介護休暇等の利用状況（制度が明文化されていない場合も、利用実績があればお答えください。）

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に介護休暇等を取得した者の人数をご記入ください（いない場合は「0」）。

女性	男性
介護休暇等取得者計 （うち有期契約労働者）	介護休暇等取得者計 （うち有期契約労働者）
人（ 人）	人（ 人）

問 1 4 介護のための勤務時間短縮等の措置

① 貴事業所に以下の制度がある場合は、利用できる最長期間について、該当する番号を 1 つ○で囲んでください（ない場合は 5 に○）。

介護を理由に利用できる制度等	制度あり				制度なし
	93 日まで（3 か月）	93 日を超え 1 年未満	1 年	1 年を超える 期間	
短時間勤務制度	1	2	3	4	5
フレックスタイム制度	1	2	3	4	5
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5
介護に要する経費の援助措置（注 12）	1	2	3	4	5
在宅勤務・テレワーク	1	2	3	4	5

いずれも 5 の場合は 問 1 5 へ

（注 12）「介護に要する経費の援助措置」とは、労働者がホームヘルパー等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主が介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

- ② ①で「1～4」に○をした制度について、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に利用した者の数をご記入ください（いない場合は「0」）。

介護を理由に利用できる制度等	女性	男性
短時間勤務制度	人	人
フレックスタイム制度	人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	人	人
介護に要する経費の援助措置	人	人
在宅勤務・テレワーク	人	人

※ 同一労働者が期間内に同じ制度を2回利用した場合は、2人として計上してください。
同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上してください。

Ⅶ 看護休暇制度・年次有給休暇に関する事項

（看護休暇制度とは、「育児・介護休業法」に規定する休暇制度をいい、労働基準法に規定する年次有給休暇、貴事業所が独自に付与する休暇とは異なります。）

問15 子の看護休暇制度の規定の有無

貴事業所では、就業規則等により、看護休暇制度、又は法を上回って独自に付与する看護のための休暇（以下「看護休暇等」と総称します）が明文化されていますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

規定あり	1
規定なし	2

→ 問17へ

問16 看護休暇等の内容（問15で「規定あり 1」を○で囲んだ場合のみ回答）

- ① 貴事業所では、子が何歳まで看護休暇等を取得できますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

小学校就学の始期に達するまで（法定どおり）	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで	小学校卒業以降も対象
1	2	3	4

- ② 貴事業所では、看護休暇等の休暇日数に制限はありますか。制限がある場合、対象となる子が「1人の場合」、「2人以上の場合」それぞれについて、1年間に取得できる日数は、通算して何日ですか。

制限あり	1	子が1人の場合	子が2人以上の場合
制限なし	2	日	日

※子が2人以上の場合で、子の人数により取得できる日数が違う場合は、最大で取得できる日数をお答えください。

- ③ 貴事業所の看護休暇等の取得可能単位について、該当する番号を1つ○で囲んでください。

時間単位で取得可	時間単位では取得できないが、半日単位では可	1日単位のみ
1	2	3

問17 看護休暇等の利用状況（制度が明文化されていない場合も、利用実績があればお答えください。）

貴事業所で、小学校就学前までの子を持つ労働者数と、そのうち平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に看護休暇等を取得した者の数をご記入ください（いない場合は「0」）。

	平成27年10月1日現在、小学校就学前の子を持つ労働者	うち、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に子の看護休暇等を取得した者		
		5日未満	5～10日	11日以上
女性	人	人	人	人
男性	人	人	人	人

問18 年次有給休暇の取得状況

貴事業所の直近の事業年度1年間に在籍した従業員の年次有給休暇取得状況についてご記入ください。

① 取得資格のある従業員数	人
② 年間延べ付与日数（繰越日数を除く。）	日
③ 年間延べ取得（消化）日数（※）	日

（※）時間単位で取得した分は、足し上げて日数に換算し、端数は四捨五入してください。

－質問は以上です。お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました－